

○総務文教委員長報告

総務文教委員長 谷 崎 徹

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、議案第13号「鳴門市職員諸給与条例の一部改正について」ほか議案4件であります。

当委員会は、去る2月27日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案5件については、いずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

また請願2件についても審査をおこない、そのうち1件につきましては、お手元へ配付の請願審査結果報告書のとおりであります。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

議案第13号「鳴門市職員諸給与条例の一部改正について」であります。現在、管理職員を対象に実施している給与月額の臨時的減額措置を引き続き平成29年度も実施するため、所要の改正を行うものでした。

委員からは、本市の財政状況からすれば、管理職員の給料月額を減額することは理解できる一方、職員のやる気などにも影響すると考えられるが、減額措置をいつごろまで続けると想定をしているのか、との質疑があり、理事者からは、本市の財政は依然として厳しい状況にあり、現時点では方針が決まっているわけではないが、平成29年度中にあらためて平成30年度以降のことを検討したい、との説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に議案第14号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について」であります。派遣職員に支給する給与に地域手当を加える改正を行うものでした。

委員からは、平成15年度に公益的法人等への派遣実績が一度あったとのことであるが、派遣先の対象はどのようなものが考えられるのか、との質疑があり、理事者からは、県内の他市町村の例であれば、条例等で規定する派遣できる団体として、観光協会、シルバー人材センター、社会福祉協議会などがある、との説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に議案第15号「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」であります。地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、関連する条例について、所要の改正を行うものでした。

委員からは、過去の育児休業及び介護休業の取得実績について質疑があり、理事者からは、育児休業については本年1月時点で14名が取得しており、介護休業については過去5年間においては平成27年度に2名が取得をしている、との説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に議案第16号「鳴門市学校給食センター条例の一部改正について」であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、現在建設中の新学校給食センターの位置及び名称を条例で規定するなど、所要の改正を行うものでした。

委員からは、災害時等における米飯の提供に関する規定は、当該条例で明記されていないのか、との質疑があり、理事者からは、新学校給食センターには米飯施設があるため、非常時においても炊き出し等に活用できるものとなっている。このたびの条例においては平常時を想定しているが、非常時についても当該条例にある学校給食の提供対象として「教育委員会が必要と認める者」という規定を適用し、災害時の炊き出しに対応することも可能である旨の説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に議案第17号「鳴門市学校給食費徴収条例の制定について」であります。新学校給食センター稼働に合わせて学校給食費の公会計化を段階的に行うため、学校給食費の徴収に関し必要な事項について、新たに条例を制定するものでした。

委員からは、保護者等からの学校給食の申し込みについて質疑があり、理事者からは学校給食を申し込み制とする予定はないが、平成30年度からは市が直接徴収することとなるため、口座振替、納付書払いなど給食費の支払い方法についてお知らせする際に、ご理解をいただいたうえで給食費の徴収を進めていきたい、との説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。